

保護者の皆さまへ

# 寝屋川支援校長室だより

令和2年8月31日 No.10  
大阪府立寝屋川支援学校  
校長 福井 浩平  
准校長 阪本 友輝

2学期が始まって1週間が過ぎました。短縮授業も終了し、今週から本格的な学校生活が始まります。先週は家庭訪問・懇談につきましてありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

今回の校長室だよりは、前回の第9号でお伝えした、文部科学省の「学校の新しい生活様式（2020.8.6 ver3）」を受け、8月25日に改訂されました、「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルについて（0825版）」

[http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/6793/00354683/0825manual\\_akazi.pdf](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/6793/00354683/0825manual_akazi.pdf)

に記載のある「令和2年度修学旅行（新型コロナウイルス感染症対策）に係るガイドライン」に関して、お伝えします。

## ●泊を伴う行事におけるキャンセル料について

先日、大阪市において「修学旅行等の宿泊学習において、新型コロナウイルス感染症の影響により、キャンセル料の発生が避けられない場合は、全額を公費負担とする」旨の報道発表がありました。

一方で府教育庁は、現段階で「キャンセル料は原則保護者負担である。」としているものの「たとえ一部であっても支援したいと考えている。高等学校も含めての一律の対応となるので、全額負担は難しいと考えるが、現在検討中である。」としています。

今後、一部であれ公費での負担がある場合、本校において過日保護者に配付したプリントに示した「修学旅行・宿泊学習のキャンセル料は全額保護者負担」との内容と異なってくる可能性があります。

ご家庭によっては「いったん不参加としたが、公費負担の可能性があれば参加に変更する。」といったご意向の変更があるかもしれません。

「キャンセル料への支援は現在検討中」とのことですので、支援があるかどうかについては未定です。

また後日、参加・不参加のご意向の最終確認に関する文書を該当学年に発出します。はっきりしたことがお伝えできずに大変申し訳ございませんが、その文書配付時に最終の意向を担任にお知らせください。

## ●令和2年度修学旅行（新型コロナウイルス感染症対策）に係るガイドラインについて（抜粋）

保護者の皆様へお伝えする内容として次のとおり記載があります。

- 1) 計画の中止及び変更の可能性があるとともに、実施しなかった活動の費用が保護者負担になる可能性があること
- (2) 旅行中に「風邪」の症状が続く場合や、「発熱」「倦怠感」「嗅覚・味覚障がい」の症状がある場合、病院を受診することに加え、一時的に症状が改善されたとしても、医師の指示等により、活動に参加できない可能性があること
- (3) 陽性者にかかる費用は、保護者負担となる項目もあること。（入院時の初診料や入院に必要な物品等）
- (4) 濃厚接触者は離団し、別ホテル等で2週間程度隔離となること
- (5) 濃厚接触者は原則公共交通機関が利用できないこと
- (6) 保護者が自家用車で迎えに来る場合、濃厚接触者は滞在せず帰阪できる場合があること
- (7) 濃厚接触者とその保護者にかかる費用（移動・宿泊等）は保護者負担となること
- (8) 出発前に同居者が濃厚接触者になった場合、当該児童生徒が修学旅行に参加することは可能であるが、出発後に同居者が陽性者となり、当該児童生徒が濃厚接触者に特定された場合は、離団する等のリスクがあること

## 児童生徒に陽性が確認されたとき等の対応のめやす

時期	児童生徒の状況	左記児童生徒の 修学旅行への 参加の可否等	修学旅行の実施・継続
前日	PCR 検査等受検待ち及び結果待ち	不可	実施
	濃厚接触者と特定	不可	
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	陽性者と特定	不可	保健所による疫学調査 等の結果を踏まえ判断
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	
出発時	発熱・風邪症状	不可（帰宅）	実施
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	保健所による疫学調査 等の結果を踏まえ判断
出発後	発熱・風邪症状	別室待機、 病院受診	継続
	濃厚接触者と特定	離団（隔離）	
	PCR 検査等受検が必要	離団（隔離）	
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	陽性者と特定	離団（入院）	活動停止（再開につい ては、保健所による疫 学調査等の結果を踏ま え判断）
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	

上記の内容につきまして、いくつか具体例を挙げ説明しますと、次のとおりとなります。

- ① 修学旅行（宿泊学習）の数日前に、児童生徒のご家族の勤め先で感染者が出た。
- ② ご家族が濃厚接触者に特定され、出発前日に PCR 検査を受けた。  
【①②の時点では、児童生徒は旅行に参加ができます。】
- ③ 児童生徒が旅行へ出発したのちに、PCR 検査の結果により、ご家族が陽性と判定された。  
【③の時点で、児童生徒が濃厚接触者となる可能性は高く、濃厚接触者と特定されれば、現地で離団することになります。】
- ④ 児童生徒が旅行へ出発したのちに濃厚接触者となった場合、公共交通機関の利用ができないため、現地まで保護者の方に迎えに来ていただくこととなります。

これらはあくまでもいくつかの例であり、すべての対応を網羅しているわけではありません。また、修学旅行としておりますが、宿泊学習も同様となります。

実際には「PCR 検査受けるまでに要する時間」「検査結果が出るまでの時間」「濃厚接触者の特定に要する時間」等がありますので、もしもの場合にはその時に応じた対応となります。

今年度は新型コロナにより、児童生徒・保護者の皆様には様々なご不便をおかけしておりますこと、大変心苦しく感じております。お伝えできることについてできるだけ早く情報提供を行い、学校も一緒に考えていきたいと思っておりますので、何かございましたらまずは担任までご相談ください。